

総務文教常任委員会

平成24年11月30日

葛城市議会

総務文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成24年11月30日（金） 午後1時28分 開会
午後2時27分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 赤井 佐太郎
副委員長 辻村 美智子
委員 中川 佳三
" 春木 孝祐
" 朝岡 佐一郎
" 西井 覚

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 寺田 惣一
議員 岡本 吉司
議員 吉村 優子
議員 白石 栄一

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山下 和弥
副市長 杉岡 富美雄
教育長 大西 正親
企画部長 田中 茂博
企画政策課長 和田 正彦
人事課長 吉村 孝博
" 補佐 吉川 正人
教育部長 中嶋 正英
教育総務課長 西川 信明
" 補佐 高津 和司
学校給食センター所長 松田 和男

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺田 馨
書記 西川 育子

7. 協 議 案 件

所管事項の調査について

- (1) 葛城市学校給食センターについて
- (2) 新庄小学校附属幼稚園の建替えについて
- (3) 葛城市職員採用事務に関する調査について

開 会 午後1時28分

赤井委員長 ただいまの出席委員は6名で定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、総務文教常任委員会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の案件につきましては、資料等は皆さんのお手元にお配りしておると思いますので、よろしく願いいたします。

委員外議員の紹介をいたします。白石議員、吉村議員、岡本議員、よろしく願いします。一般の傍聴の申し出がございます。

お諮りします。傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 異議なしと認め、一般傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

赤井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、ただいまより常任委員会を開催いたします。それでは、協議案件に入ります。

協議案件1、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。

本日は、既にお手元にお配りしておりますように、葛城市学校給食センター施設整備方針が固まったようでございますので、このことについて理事者より説明願います。

はい、部長。

中嶋教育部長 教育部長の中嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいま委員長の方から申されました、葛城市学校給食センター施設整備方針についてでございますけれども、本年度は学校給食運営委員会の開催回数を補正をお願いいたしまして、3回分追加させていただきました。学校、PTA等を交えた新学校給食センター建設に向けての基本的な方針などの確認、了承、意見交換等を行いまして、施設を含む建設の方向性を集約して、設計、建築の基礎となる葛城市学校給食センター施設整備方針を作成いたしました。内容につきましては、新庄学校食センター所長の方からご説明申し上げます。

赤井委員長 はい、所長。

松田学校給食センター所長 失礼します。ただいま、部長の方から説明ありましたように、お手元に給食センター整備方針をお配りさせてもらっているかと思えます。それでは、その中ページに沿いまして、まず1ページに初めにということで記載させてもらっておりまして、現在、葛城市におきましては、ご存じのとおり合併前の旧町でそれぞれ建設しました2カ所の学校給食センターが稼働して運営しております。しかし、両学校給食センターとも相当の年数がたっておりまして、施設や整備の老朽化が進んで維持管理が難しく、施設の更新時期を迎えております。また、学校給食をとりまく環境が変化する中、学校給食衛生基準への対応、食育への取り組み、さまざまな問題も抱えており、現在の施設では十分な対応ができないかと思えます。本市といたしましても、これらの課題を解決するために、施設等の整備が不可欠

であると考えまして、現在、稼働中の2つの学校給食センターを統合して1つにし、新設することを新市建設計画の中にも新たに盛り込ませていただきました。この方針は、葛城市にふさわしい新たな学校給食センターの施設整備に向けた基本的な考えをまとめさせていただきました。

次に、2ページの学校給食の現状といたしまして、先ほどにも述べましたように、新庄学校給食センターと當麻学校給食センターの2カ所で現在運営しておりますが、それぞれ市内の小学校5カ所、中学校2カ所、幼稚園5カ所の児童生徒園児、また教職員等に給食を提供しております、日に約4,000食の給食をつくっております。現在の学校給食センターの詳細は以下のとおりでありまして、新庄学校給食センターは南道穂176番地2にあり、改築されたのが昭和62年9月で、給食開始は昭和42年11月から開始されております、敷地面積は1066.74平方メートル、延べ床面積は774.93平方メートル、現在の調理能力は3,200食ありますが、現在の食数としましては日に約2,200食でございます。次に、旧當麻町の當麻学校給食センターにつきましては、南今市69番地1にありまして、竣工が昭和54年3月で、その年の5月から給食を開始されております。敷地面積が1,927平方メートル、延べ床面積が528平方メートル、調理能力は最大2,500食の給食センターですが、食数としては、日に約1,800食、現在はあります。

次に、3ページに移りまして、2としまして施設整備における基本方針ということで、学校給食の実施に当たりましては、学校給食法第2条に下記の7つの目標が達成されるよう努めなければならないと示されております。その7つといたしますのは、1番目が適切な栄養の摂取による健康の保持増進、2番目に日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。3つ目としましては、給食を通しまして学校生活を豊かにして、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。4つ目としましては、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであるということについての子どもたちの理解を深めていただき、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を給食を通して養う。5番目としましては、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられているということについて理解を深めていただき、勤労を重んずる態度を養う。6つ目として、我が国や各地域のすぐれた伝統的な食文化についての理解を深める。7つ目としましては、食料の生産、流通及び消費について正しい理解をしていただくということ。この7つが学校給食法第2条に目標達成するようにしてくださいということを示されております。葛城市におきましては、この目標の達成を基本として、学校給食の衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアルの遵守、施設の効率的また安定的な運営を考えて、施設整備に当たっては以下のような基本的な方針を定めます。

(1) 番としまして、安全で安心な学校給食の実施、学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づきまして、衛生管理の徹底を図って安全で安心な給食を提供します。また、食物アレルギーに対応できる調理設備を整備して、だれもが安心して食べられる学校給食を提供できるようにしたいと思います。

(2) 番としまして、栄養バランスを考えたおいしい給食の提供、栄養量の摂取基準を考

慮しまして、献立の内容の多様化、魅力あるおいしい給食の提供に努め、調理後から喫食までの間の温度管理に配慮しまして、食事を適温で提供できるように努めたいと思います。

(3) 番、食育の推進ということで、生きた教材であります学校給食を活用しまして、児童、生徒、園児等が食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができますよう、施設に見学スペース、また研修室等を設け、食育に関する教育的施設としても努めたいと思います。

次の4ページの(4)地産地消の推進ということで、できるだけ地元の食材を積極的に活用できるようにし、その地域の特性を生かした豊かな学校給食を目指し、また生産者や関係機関と連携し、さらなる地産地消を推進したいと思います。

(5) 番、効率的な運営としましては、業務の運営に関しましては、学校給食の質と安全を保ちながら業務の合理化を検討し、効率的で安定的な運営を一層進めたいと思います。また、施設整備に当たりましては、省エネルギー施設の導入を図り、環境に配慮した施設を目指したいと思います。

次の5ページの大きい3番、施設整備に関する基本的な考え方ということでございまして、(1)建設予定地についてということですが、建設予定地は今までも議論されております市内全ての対象校また幼稚園のほぼ中心部に位置しまして、交通の便もよく、配送にも都合の良い場所としまして、下記の場所に建設します。所在地としましては、市内寺口1666番地1ほかです。敷地面積は約4,500平方メートルとなっております。

(2)給食の規模についてでございますが、葛城市の児童、生徒、園児数の推移は今まで下記のとおり一定の伸びを見せておりますが、将来の小学校、中学校の入学見込み数におきましては減少傾向を見せており、今後はほぼ横ばいで推移するものと考えられます。よりまして、新しい学校給食センターの設定食数につきましては、現状食数から約1割の増を見込みまして、最大食数4,500食規模の給食センターを考えております。

次の(3)番ですが、運用方法の統一ということで、現在動いております新庄、當麻両学校給食センターそれぞれの運用方法につきましては違っている点が幾つかありまして、新しい学校給食センター運用につきましては統一を図っていきたいと思います。主な内容としましては、新庄、當麻がトレーですが、當麻給食センターでは各小中学校、幼稚園にトレーはありますが、新庄は現在のところ中学校しかトレーがありません。また、はしなんですけども、當麻につきましては、割りはしをごはんの日は使用しておりますけども、新庄につきましては、マイはしというか、持ってきていただいているはしを使っておられますので、そこらも統一して1つの運用にしたいと思います。

(4) 番、施設整備の内容につきまして、安全で安心な学校給食を実施するために、調理場におきましては、HACCPの手法を取り入れて、汚染作業区域、または非汚染作業区域の明確化、ドライシステムの導入等、学校給食衛生管理基準に沿いました施設整備を行いまして、徹底した衛生管理を図っていきたいと思います。また、調理場につきましては、アレルギー食専用の調理設備を別に設け、施設機能につきましては、基本方針に基づいて、見学スペース、研修室等の食育の空間の整備、また省エネルギー設備として太陽光パネルの設置

等についても検討していきたいと考えます。

次の7ページ、大きい4番の運営に関する基本的な考えといたしまして、(1)業務委託の有無について。学校給食の業務運営に関しましては、文部科学省通知の学校給食業務の運営の合理化についてということで、地域の実情に応じた適切な方法による合理化の推進ということも示されております。本市におきましても、近い将来定年等による職員の退職が見込まれて、現状のままで業務を行っていくことは困難な状況となることが考えられます。学校給食の質と安全を今までと同様に保ちながら、効率的で安定的な運営を実現するためにはどのようにすべきか、また業務の民間委託の導入なども考え、視野に入れながら検討していきたいと思っております。民間委託の具体的な業務の内容につきましては、調理業務、配送業務などが検討として考えられます。

(2)番の米飯給食についてですが、米飯給食に関しましては、奈良県内の学校給食センターのほとんどが委託方式で現在は行っておられまして、葛城市、本市におきましても現在は民間委託で実施しています。米飯給食を学校給食センターで実施する場合は、炊飯施設の整備、それに伴う運営、イニシャルコスト、初期の投資やランニングコストなどが相当かさんでくると思われます。また、現在の方法におきましても、安全で安心な給食を実施できていることにかんがみ、米飯の給食につきましては、従来どおりの委託方式で行いたいと思っております。

大きい5番の今後のスケジュールについてということで、学校給食センターのスケジュールは下記のとおり、平成26年度中の完成を目指して進んでいきたいと思っております。基本方針につきましては、以上でございます。

失礼します。

赤井委員長 ただいま説明願いましたが、何かご意見ございましたら。

はい、春木委員。

春木委員 まずお聞きをしておきたいんですけども、この設備の基本方針をまとめるに当たって、学校給食運営委員会、それでの集約を図ったというふうに冒頭おっしゃったと思いますが、その運営委員会で問題になった点、議論された点をお示しいただきたいと思うんです。特に、前から議論されていたと思うんですけども、統一してやっていくんだと、当然今は2カ所でやっているわけですから、それぞれ歴史的にも伝統があり、違ったスタイルというのはあるわけですけども、今度は1つになるわけで、別々の方式で給食をつくっていくというのはそれ自体無理、問題が起こってくるということにもなるわけです。トレーの問題とかはしの問題とか例に挙げておられますけど、そのあたりはもう具体的な議論、運営委員会なんかでもされていると思うんですけど、そういったことも含めていろんな点で特に議論された点、集約された点について教えていただきたい。

赤井委員長 はい、所長。

松田学校給食センター所長 失礼します。まず、この運営方針整備に当たりまして、運営委員会の方での案をお示ししまして、意見を求めたところですけども、ただこの方針の今述べさせてもらったような説明をさせてもらいまして、何かご意見ということだったんですけど、その中

では当然今おっしゃっていただきました運営のトレーの違いとか、アレルギーの対応の方法とか、ここに述べさせてもらったように説明しましたところ、正直なところ議論というほどの意見が出ませんで、この運営方針に賛成、この方針に沿ってしていただけたらということ
で終わりました。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 はい、ありがとうございます。そしたら、幾つかあるんですが、私の方からもうちょっとだけとりあえず質問させていただきたい。1つは、場所の問題ですけども、以前のこの委員会においても具体的に現在示されている場所の提起なり、一定の図といいますか、場所、敷地としての図なんかも提示されているところですけども、聞き及んでいるのは、建築確認をとっていくという点では、今の擁壁というんですか、現在のままではそのままにしてこの場所に建設するというのはかなり難しいのではないかというような話がお聞きしたことがあるんですが、実際のところは一体どうなのかということについてご説明を願いたい。かなり、建設費用にも直結している問題であるので、まずこの問題をクリアしないと具体的な場所として前へ進めていけない、そういう点からも聞いておきたいというように思います。

それと、あと1つがらっと変わるんですけども、当初からこの委員会に給食関係で付託されているいわゆる配送なり、具体的な例としては配送なり調理なりの民間委託も検討していきんだ、それについても付託を受けているわけですけども、その前提に現在、新庄給食センターと當麻の方の給食センターの調理の体系といいますか人員といいますか、それについて教えていただくことと、前の職員の採用計画、10カ年の採用計画を出されたときも、たしか調理人さんの何人かが定年を迎えられるというのがあったと思うんです。今年定年される方もいるんじゃないかと思うんですけども、その調理師さんということの位置づけというのが、もちろん栄養士さんというのが献立をして全体について指揮をされていくと、調理される人なんかと密接にその都度その都度いろいろ相談をされて調理をしていかれるわけですけども、調理師さんというのがどんなふうな位置づけになっているのかというのが、その辺を少しどう考えておられるかということをお示しをしていただきたいのと、さしずめもうすぐに、来年、今年定年される方があるとすれば、その補充、たしか近々何人か辞められるという、それも含めてどういうふうにして採用を考えておられるのか、これもお示しいただきたいというふうに思います。

赤井委員長 はい、部長。

中嶋教育部長 春木委員のご質問でございますけれども、建築確認といいますか、擁壁の問題でございますけれども、県の方にも問い合わせいたしましたところ、擁壁、建築確認が当初建築のときに出ていないということがございまして、あちらの方に建物を建てるということになりますと、擁壁から、擁壁の高さが約5メートル程度ございますんで、その倍内側に建物を建てないといけないというようなことになるようでございます。ですから、そういうことになりますと面積が小さくなりますので、擁壁の見直しと申しますか、補強なりそういったことも工事の中で考えていく必要があるかと思っております。以上でございます。

委託の件に関しましては……。

赤井委員長 職員の状況。

中嶋教育部長 ああ、職員の状況。はい。

赤井委員長 はい、所長。

松田学校給食センター所長 職員の現在の状況なんですけども、當麻学校給食センターにつきましては、職員の調理員が現在4名おられまして、嘱託の調理に携わっていただく方が3名で、アルバイト、パートが3名の合計10名で給食をつくってもらっております。その方で、職員の調理員の方1人が今年60歳になりまして、来年定年を迎えられるということになっております。次に、新庄学校給食センターにつきましては、調理員の職員の方が1名です。それと調理員の嘱託の方が5名おられまして、それとパートの方が5名おられて11人が給食の調理に携わってもらっております。それにつきましても、職員の調理員の方が今年度末で60歳になられるということで定年を考えられておりまして、嘱託の方ももう平成21年度末で60になっておられまして、平成24年度、今年度まではなんとか来ていただきましたけども、平成25年度からちょっともう来れないということで、新庄の方につきましては、2人の調理員の方が退職される予定になっております。それで、當麻の方の60歳で定年される方につきましては、来年度嘱託で来ていただけるということで、當麻につきましては、来年度は調理員の現状のまま給食できると思います。新庄の方につきましても、2人の方が退職されるんですけども、また新たに嘱託の方などを追加しまして、そのまた補充としまして、アルバイトの方なども委託を入れて給食運営をしていきたいと思っています。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 今、所長の方から現状についてご説明があったわけなんですけども、いわゆる調理というのも非常に専門的な技術を要する職種でありますし、やはりその栄養士さんとともに、常に双方に相談をしながらおいしいものを提供していくと、非常に大事な私は仕事だというふうにするわけですね。そういう意味で、この調理師、もちろん免許もあるわけなんですし、葛城市において調理師免許を持っておられる方を職員にやとっておられるかどうか、ちょっとまた後で教えてほしいと思うんですが、職種としては現業職ということで、採用されているというふうには思うんですけども、非常にその調理の現場においては、調理師さんという、そういう調理全体を調理の立場から責任を持って仕切っていくと、そういうチームワーク、そういう体制づくりというのはなくてはならないものだというふうにするわけですね。それが、今は、現状では栄養士さんが多分直接にいろいろ指揮されているんじゃないかと、こういうふうにするわけなんですけども、その点は、今お聞きすると、もう新庄の方ではベテランの調理師さんが退職されて、一応残っていただく方向で今やっておられるということでしょうけども、いわゆる職員という点ではゼロになるわけですね。これは、ある意味異常な形ではないかというふうには私は思うんですが、いかがでしょうか。

赤井委員長 はい、教育長。

大西教育長 ご心配いただいているところだと思います。今、調理員さんの方、確かにチームワークというのが大事でございまして、調理場がかなり作業が非常にハードでございまして、したがって、そのチームワーク、そしてそれをリードする、こういう方が必要だということでは

う常々センター現場から聞いてございます。来年度に向けましては、特に新庄給食センター、先ほど所長が答弁しましたように、職員1名、嘱託1名退職ということになってはいますが、何らかの形で常勤職員は2名は何らかの形で予算要求、25年度に向けまして要求させていただきたいなど、こういうように考えておるところでございます。ただ、新給食センターの建設が控えておりますので、なかなかそれとの検討の中身で正規職員を採用するというのがなかなか今ちょっと難しい、そういう状況でございます。先ほど言いました新給食センターの職員、このことについては総合的に検討しなきゃなりませんので、それとの絡みで平成25年度新庄給食センターの職員が1人退職しますけれども、それにかわってすぐに採用できるかと、非常に難しい問題がございます。そういう中で、先ほど言いましたように、何らかの形で常勤という形で、アルバイトでなくて常勤という形で補充しながら、給食センターの調理業務が後退することがないように、また体制等につきましては、所長初め私どもも栄養士さん含めて検討してまいりたい。そして新年度4月、安心して迎えらるる準備をしてまいりたいというふうに思っております。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 本格的な議論はきょうが始まりということなので、これ以上のことはないんですけども、やはり建物を建てていくということと、それと中身、今特に調理体制をどうするか、そして民間委託をどうするか、この辺の議論はやっぱり早急に急いで詰めていく内容として、やはり考えていく必要があると思うんで、委員長、しっかりと議論していけばと思います。

赤井委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこれまでといたします。

次に、協議案件2、新庄小学校附属幼稚園の建替えについてを議題といたします。

本件につきましては、前回以降の事業の進捗状況について理事者より説明をいただきます。はい、課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いたします。

幼稚園の進捗状況ということでございます。幼稚園の設計工事の現状についてを説明させていただきます。平成24年度より実施設計の打ち合わせが、週1回新庄幼稚園で行われております。5月に基本設計プラン3案をこの総務文教常任委員会に提出をさせていただいて、7月にプランを決定させていただきました。基本プラン決定後に開発許可申請書の策定をし、開発許可申請書類を提出して、現在は奈良県の許可申請中でありまして、それに伴いまして、まだ許可がおりておりませんので、確認申請済みと実施設計の完了が12月に延びる予定であります。以上が、現在の新庄小学校附属幼稚園の設計の工程となっております。

続きまして、今後の予定でございますけれども、今後の予定といたしましては、入札に係る事務を12月から開始をしまして、平成25年1月に公告、2月に入札を実施し、3月議会での契約締結の議決をお願いする予定をしております。12月議会におきましては、幼稚園の工事管理委託費用と工事費を追加で増額補正の予算要求をお願いいたしますとともに、新庄小学校附属幼稚園の園舎の改築事業、これ工事管理費用と工事費の総額でございますが、繰越明許の

設定をお願いする予定をしております。本12月議会におきまして、新庄小学校附属幼稚園の園舎の改築費用について繰越明許をお願いするという現在の発言でございます。これにつきましての理由といたしましては、1月の公告の2月の入札を予定しておりますが、12月議会におきまして新庄小学校附属幼稚園の園舎改築事業の繰越明許の設定を行わない場合に、入札公告及び本契約の工事期間が平成25年3月31日までしかとることができません。しかし、12月議会で繰越明許費の設定をお願いし可決された場合には、新庄幼稚園の入札公告及び本契約の契約期間について、平成25年度、翌年度にわたる契約が可能となります。つまり適正な工事期間を設定することができます。これによりまして、平成26年3月までの契約期間を設定することができます。また、平成25年3月議会におきまして、契約締結の議決案件として提出することをお願いできますので、本12月議会での幼稚園の工事費の繰越明許設定をお願いするという予定になっております。

以上が、設計工程の現状と今後の予定及び12月議会をお願いする繰越明許費の設定の説明でございます。

赤井委員長 ただいま説明願いましたが、何かご意見はございませんか。

はい、中川委員。

中川委員 すんません。今の課長の答弁なんですけど、変な言い方したら、書いたもんを読んでおられますね。こちら、筆記しながら書いているんですわ。聞きながら書いてやっているんです。ちょっとその辺のどこ、概略の書いたんをゆっくり読むか、言い流すだけ、時間稼ぎだけじゃなくて、みんなの委員がわかるように、理解できるように説明をお願いしたい。

それと、1つ具体的なところをお聞きしたいんですけど、本年12月、来月ですね、もう明日からなんですけど、この時点での書面的な、また各種許認可についての12月の予定、それと今の現状をもう一回教えてほしいんです。確認申請の件で、私聞き漏らしたようなところがあるんで、ちょっとその辺を念を押したいんです。

赤井委員長 課長、もう一回、ゆっくり説明願います。

はい、課長。

西川教育総務課長 失礼いたします。申しわけございません。今のご質問でございますけども、許認可の関係でございます。開発許可申請書類は……。

赤井委員長 課長、もう一回、最初からゆっくり説明願えますか。

西川教育総務課長 すいません。そしたら、もう一回ゆっくり説明させていただきます。申しわけございませんでした。

平成24年度より実施設計の打ち合わせを、毎週1回新庄幼稚園で行いました。設計の基本設計プランというのを3案、総務文教常任委員会に提出させていただきました。7月に基本プランを決定いたしました。基本プランの決定後に開発許可申請書類を作成し、開発許可申請書類を現在奈良県に提出いたしました。許可審査中であります。それに伴いまして、建築確認申請済みと実施設計の完了が12月にずれ込む予定でございます。

以上が、現在の新庄小学校附属幼稚園の設計工程でございます。ただいまの質問の中川委員からの質問の許認可の関係でありますけども、開発許可の申請はおいておりませんので、

今現在、奈良県で審査中ということでございます。

赤井委員長 はい、どうぞ。

中川委員 すみません。ありがとうございます。そしたら、今現状では開発許可申請は県で審査中ですね。それと、先ほど建築確認済みとおっしゃった、建築確認申請が12月にずれ込むんですか、それとも建築確認許可がずれるんですか。

赤井委員長 はい、課長。

西川教育総務課長 建築確認の書類はできておりますが、許可がおりるのは開発許可申請がおりないと建築確認済みがおりませんので、許可が12月にずれ込むという、許可です。建築済みが12月になるということでございます。

赤井委員長 はい、中川委員。

中川委員 すいません。言葉、議事録に残りますよ。建築済みですか、確認申請をまだ出してないんでしょう。ちょっと言葉、その点、きっちりお願いしたい。

赤井委員長 はい、課長。

西川教育総務課長 すいません。建築確認済みという、建築確認申請をいたしまして、建築確認済証が出て初めて建築できるという形のその済みが12月にずれ込む。

赤井委員長 はい、中川委員。

中川委員 建築確認。何か、言葉にこだわります。建築確認済みじゃない、建築確認じゃないの。建築確認申請許可ですね。建築確認許可済証が出るんでしょう。12月中にその予定されているんですよ。だから、流れで行ったら、前にほかの物件でありましたけど、開発許可申請して、その後審査されて、開発許可がおりたと、おりたと同時に建築確認申請をして建築確認の許可がおりるんですよ。建築確認済みなんかいいですよ。物が完成したって。建築確認できませんでしょう。

赤井委員長 はい、課長。

西川教育総務課長 ちょっと私の調べ間違いかわかりませんが、建築確認の許可じゃなしに、建築確認済みということでちょっと聞いておりますねんけども、もう一回調べ直します。

赤井委員長 はい、中川委員。

中川委員 結構です。また後で結構です。お願いします。

赤井委員長 ほかに。

はい、春木委員。

春木委員 確認をさせていただきますけども、要は繰越明許の手続をとるというのは、ずれ込んだために工事をしやすくするために、そうする必要があるというお話でしたね。予算を増額しなければならないというのは、どういう事情なんでしょうか。今度の12月議会に提案されるということで、また改めて審議ということになるわけですけども、もうわかっておられるんですしたら、ご説明をおおまかで結構ですからしといてもらえばいいかなとは思いますが、今ははっきりしてなかったら改めて結構です。それはそれで結構です。

ただ、僕は気にしているのは、太陽光発電の施設を積んでもらう、省エネを進めていく、エコ設計していくと、そういうことをたびたびお願いも申し上げ、そういう予定になってい

るといふこともおっしゃっているんで、そういったことが園舎を建てるという当初の予算に大きくかかわってくるということであれば、それはそれなりに教育委員会の予算というよりも、やっぱり市全体としてのそういう積極的な新エネの導入という大きな枠組みの中で考えてもらう必要もあるかなと、そんな思いもあってちょっとお聞きしたいと、こういうことでございます。

赤井委員長 教育長。

大西教育長 12月補正につきましては、具体的なものはまた12月議会でご提案させていただくこととなりますが、ここまでの経緯でございます。平成24年度の予算につきましては、お借りする土地の利用状況が仮園舎ということが前提で私ども算出した部分でございます。それが、関係者、議会の皆さんからもいろいろご意見をいただき、そして最終的には土地をお持ちの方が30年というんですか、長期にわたって使ってくださいよ、そしてなおかつそこに建物は建てていただいて結構ですよと、こういう話をいただきましたので、そこから状況が変わってまいりました。そこで、もう一度いろいろ検討した結果、今言うたように、大幅に2階建物が平屋になるとか、運動場が広くとれるとか、こういうような状況が変わってまいりましたので、予算等の増額が必要になってまいりました。それは12月議会でもたご提案させていただきたいと思っておりますので、そのときにご審議いただければと思います。

以上でございます。

春木委員 結構です。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこれまでといたします。

次に、協議案件3、葛城市職員採用事務に関する調査についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月定例会におきまして、葛城市職員採用事務に関する調査について、所管であります本委員会の調査事項とする決議を可決されたことを受けて、皆さんに調査をいただくものであります。調査内容といたしましては、1、葛城市職員採用事務に関する事項、2つ目に葛城市職員採用試験に係る受験資格の変更及び職員採用の基本方針等に関する事項、3番目に葛城市職員採用試験における採点結果及び合否判定等に係る公文書公開請求に関する事項、4つ目として、葛城市職員採用試験における市長の採点及び合否判定等に係る事項の4つの調査事項について、これから調査を進めてまいりたいと思っております。

そこで、お諮りします。本件についての調査をスムーズに進めるために、まず各委員からこの4つの調査事項について具体的にどういった内容について調査を行いたいのか、またどのような資料を必要と思われているのかなどについてご意見をいただきたいと思っております。そのご意見につきましては、今すぐにお答えいただいても結構なんですけど、なかなかすぐには思いつかないと思っておりますので、後日、書面にまとめていただき、事務局まで提出願いたいと思っております。そして、皆さんから出されたご意見をまとめたものに基づきまして、12月定例会中に開催いたします次回の委員会において調査に臨んでまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認め、本件につきまして委員会運営をそのように進めさせていただきます。
なお、皆さんからいただくご意見につきましては、12月5日までに書面にまとめていただき、事務局へ提出いただきますようお願いいたします。本件につきましては、本日はこれまでといたします。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

はい、白石議員。

(白石議員の発言あり)

赤井委員長 ほかにございませんか。

はい、岡本議員。

(岡本議員の発言あり)

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日の総務文教常任委員会、活発なご意見をいただきましてありがとうございます。委員外議員もありがとうございます。これから、いろいろな問題をまた皆さんと一緒に協議してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもって、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時27分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 赤 井 佐太郎